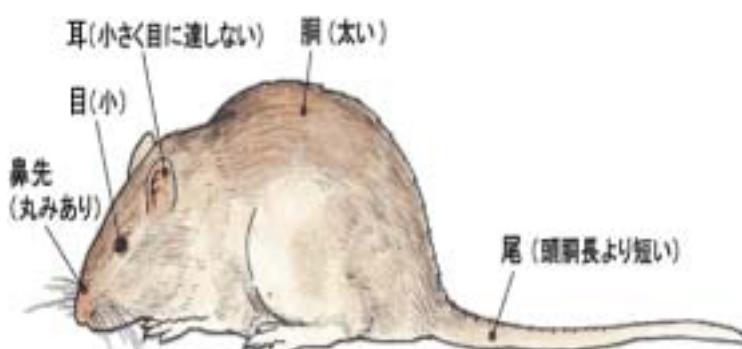
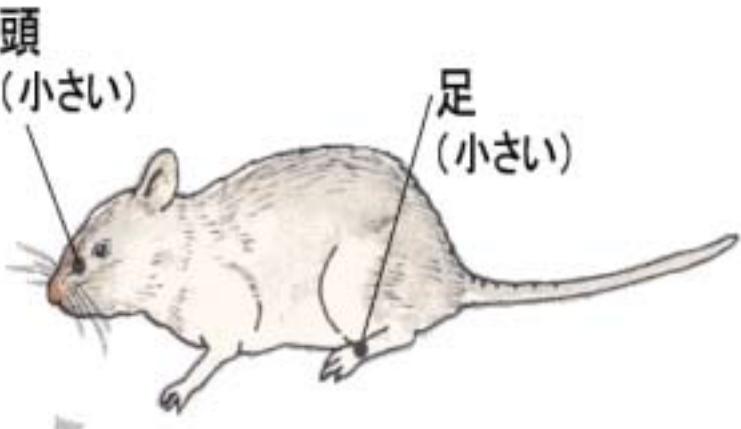


国 内 分 類 例 規 新 日 文 対 照 表

新		旧	備 考
0106.49	<p>1. ラット</p> <p>ラットは、クマネズミ属に属する動物の総称で、代表的なものに、アルビノ、シロネズミ、ダイコクネズミ（いずれも通称名）がある。世界各地に分布する。新薬開発用や基礎研究（脳波測定用など）用の実験動物として使用されることが多い。宇宙での基礎研究（代謝研究）用としても用いられる。</p> <p>成獣の大きさは、22～26cm、尾長17～25cm、形態的特長として、耳が体に比して小さく肉厚であり、倒しても目まで到達しない。尾の長さは、体長より短い。毛色は、背面は褐色、腹面は白色が多いが、全身黒色等に変化したものもある。</p> <p>参考 ラットの代表的なものの概要</p> <p>アルビノ：最も一般的なものであり、白い毛に赤い目が特徴である。</p> <p>シロネズミ：一般的な毛色は白色を中心であることから、このように呼ばれることが多い。</p> <p>ダイコクネズミ：体が大きく存在感があるのでこのように呼ばれる。毛色はさまざまであるが、取り引きされているのは、全身が白色の他に、茶色一白、黒一白、全身茶色、全身灰色、全身黒色などがある。</p> <p>ドブネズミ：野生のものは背面が褐色、腹面が灰色の毛色である。</p> <p>ラットの特徴（ドブネズミ）</p>  <p>The illustration shows a side view of a rat's head and upper body. Labels point to various parts: 耳(小さく目に達しない) (ear, small and reaches the eye), 毛(太い) (hair, thick), 目(小) (eye, small), 鼻先(丸みあり) (nose tip, rounded), and 尾(頭胴長より短い) (tail, shorter than the head-body length).</p>	(新規)	輸入統計品目番号新設に伴う、新設。

国 内 分 類 例 規 新 日 文 対 照 表

新		旧	備 考
0106.49	<p>2. マウス</p> <p>マウスは、ハツカネズミ属に属する動物の総称で、代表的なものにナンキンネズミ、ニシキネズミ、パンダマウス（いずれも通称名）がある。世界各地に分布する。アレルギー試験用や遺伝学的分析用の実験動物として使用されることが多い。</p> <p>成獣の大きさは7~8cmと哺乳類で最も小形の部類に入る。形態的特長として、耳が体に比して大きく、尾長はいずれも7cm程度で体長と同程度かやや短い。毛色は白色から黒色までさまざまである。</p> <p>参考 マウスの代表的なものの概要 ナンキンネズミ、ニシキネズミ：毛色は白色から黒色までさまざまであるが、実験用に用いられるのは、白色が主体である。その他、茶色、黒色、灰色、栗色などがペット用に取り引きされている。 パンダマウス：毛色が黒-白又は茶-白の2色であることから、ペットショップではこのように呼ばれる。 ハツカネズミ：野生のものは全身の毛色が灰褐色である。</p> <p>マウスの特徴（ハツカネズミ）</p> 	(新規)	輸入統計品目番号新設に伴う、新設。

国 内 分 類 例 規 新 旧 対 照 表

新		旧		備考
品目番号	品名	品目番号	品名	
1201.00	<p>1. 大豆</p> <p>大豆には黄白色系大豆と有色系大豆がある。黄白色系大豆は、大きさが概ね5~10mmであり、種皮色が黄色又は白色である。これに対して、有色系大豆は、種皮色が黒色、茶色、緑色、黒色の斑点の大豆である。</p> <p>有色系大豆の例（輸入実績のあるもの）</p> <p>黒色大豆 <商品名>黒大豆 (Chinese black soybean) <産地>中国（江蘇省、山東省、内モンゴル） <大きさ>7.3mm以上10mm程度まで</p> <p><商品名>黒大豆 (US black soybean) <産地>アメリカ（中西部、ミネソタ、イリノイ） <大きさ>6.5mm以上10mm程度まで</p> <p>緑色大豆 <商品名>青仁青豆 (Chinese green soybean) <産地>中国（陝西省、内モンゴル） <大きさ>5.0mm以上10mm程度まで</p> <p><商品名>大粒緑大豆 (Chinese green soybean) <産地>中国（江蘇省） <大きさ>8.0mm以上12mm程度まで</p> <p><商品名>青大豆（又は青皮黄色大豆） (Chinese green soybean) <産地>中国（山東省） <大きさ>7.0mm以上10mm程度まで</p>		(新規)	輸入統計品目番号新設に伴う、新設。
1702.30	<p>1. ぶどう糖及びぶどう糖水のうち「精製したもの」</p> <p>「精製したもの」とは、結晶・分蜜工程を経て製造された無水結晶ぶどう糖及び含水結晶ぶどう糖であって<u>C O D E X</u>規格に定めるぶどう糖の純度に関する基準を満たすものをいう。</p>	1702.30	<p>1. ぶどう糖及びぶどう糖水のうち「精製したもの」</p> <p>「精製したもの」とは、結晶・分蜜工程を経て製造された無水結晶ぶどう糖及び含水結晶ぶどう糖であって勧告国際規格に定めるぶどう糖の純度に関する基準を満たすものをいう。</p>	定義の変更に伴う改正

国 内 分 類 例 規 新 旧 対 照 表

新		旧		備考												
7204.49	<p>2. ヘビーくず</p> <p>ヘビーくずとは、鋼板、形鋼、レール、列車車体、船舶胴体、重機、ポンベ等の鉄鋼製品を切断し、解体したもの（プレスくず（注）を除く。）で、一個当たりの重量が1kg以上1,000kg以下のものをいう。</p> <p>（注）プレスくずとは、圧縮成型されたもので、すべてが長方形になっている。</p> <p>（参考）ヘビーくずの寸法、形状は、概ね次の範囲。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>高さ</td><td>1mm以上～500mm以下</td></tr> <tr> <td>幅</td><td>300mm以上～500mm以下</td></tr> <tr> <td>長さ</td><td>300mm以上～1,200mm以下</td></tr> </table>	高さ	1mm以上～500mm以下	幅	300mm以上～500mm以下	長さ	300mm以上～1,200mm以下	7204.49 -010	<p>2. ヘビーくず</p> <p>ヘビーくずとは、鋼板、形鋼、レール、列車車体、船舶胴体、重機、ポンベ等の鉄鋼製品を切断し、解体したもの（プレスくず（注）を除く。）で、一個当たりの重量が1kg以上1,000kg以下のものをいう。</p> <p>（注）プレスくずとは、圧縮成型されたもので、すべてが長方形になっている。</p> <p>（参考）ヘビーくずの寸法、形状は、概ね次の範囲。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>高さ</td><td>1mm以上～500mm以下</td></tr> <tr> <td>幅</td><td>300mm以上～500mm以下</td></tr> <tr> <td>長さ</td><td>300mm以上～1,200mm以下</td></tr> </table>	高さ	1mm以上～500mm以下	幅	300mm以上～500mm以下	長さ	300mm以上～1,200mm以下	品目統合に伴う改正
高さ	1mm以上～500mm以下															
幅	300mm以上～500mm以下															
長さ	300mm以上～1,200mm以下															
高さ	1mm以上～500mm以下															
幅	300mm以上～500mm以下															
長さ	300mm以上～1,200mm以下															
90.06項	<p>1. 写真機としての分類基準について</p> <p>簡単な写真撮影機能を有する箱型等の写真構造部にフィルムを組み込み一体化したものはフィルムでないとし、写真機とがん具との区分については、次の基準に合致するものを写真機とする。</p> <p>(1) 機構、デザイン、加工等から見て明らかにがん具と認められない物品</p> <p>(2) その区分が(1)によっても困難な場合は、使用フィルムが写真材料販売業者により提供されるもの（例えば35ミリメートル、カートリッジフィルム）である物品</p> <p>（注）フィルムと写真機との分類基準は通則3(b)による。</p>	9006.59	<p>2. 写真機としての分類基準について</p> <p>簡単な写真撮影機能を有する箱型等の写真構造部にフィルムを組み込み一体化したものはフィルムでないとし、写真機とがん具との区分については、次の基準に合致するものを写真機とする。</p> <p>(1) 機構、デザイン、加工等から見て明らかにがん具と認められない物品</p> <p>(2) その区分が(1)によっても困難な場合は、使用フィルムが写真材料販売業者により提供されるもの（例えば35ミリメートル、カートリッジフィルム）である物品</p> <p>（注）フィルムと写真機との分類基準は通則3(b)による。</p>													